

オーストラリア連邦の成立とその意味

近藤 正臣

Federation in Australian History — Its Process and Meaning

Masaomi KONDO

This paper describes, in places in some detail, the process through which the six British colonies in Australia became united and federated in 1901, and argues that this process called 'federation' and what it achieved for the new nation were critical in the modern development of the Commonwealth of Australia as a liberal, prosperous, high-wage, and welfare society (although the initial policies ran their course, one might say, and needed to be radically 'reformed' in the 1980s). In describing 'federation', this paper emphasizes a pivotal role played by an Australian-born journalist cum politician of considerable literary talent (Alfred Deakin), for whom 'federation' for a long time was a 'Deakin dream' after he realized that Australia could not rely on the British Colonial Office for its security and development. The paper almost wholly relies on Australian materials. Thanks are due to Mr. Ross Stockall, who was generous with assistance in acquiring relevant materials.

はじめに

オーストラリアが今日の国の形態をとって、自らの命名によるオーストラリア連邦 (The Commonwealth of Australia) となったのは一九〇一年一月一日 (明治三四年、日清・日露戦争の間) のことである。それ以前には、英国の六植民地が独自に発展しており、その間には強烈なライバル意識さえあった。

オーストラリアの今日を語る上で、この連邦化は避けて通れない。近代独立国家の骨格できて、福祉政策 (先住民は排除されていたが)、高賃金の原則を各政党が認めながら、合従連衡が進み、二大政党制にほばかたまつた。もつとも重要なことは国家的統合が成り、国民が、政治の過程

を通じて自分たちの身分・経済的立場は変わりうると感じたこと、それによってこの国を守っていかうとの姿勢が確立したことであった。ナショナリズムが成熟したと言ってもいい。経済的には、保護主義を採択して産業化先発国のイギリスから国内産業を守り、同時に、国内市場で競争を促した（州間の関税を廃止し、鉄道網、道路網などの整備して、より大きな国内市場をつくり、そのなかでは独占禁止の原則を設けた）。

連邦化では、六植民地がその植民地の地位から離脱して統一をとげ、英連邦内の一国となった。しかし、この大きな歴史的变化はふつう、植民地からのオーストラリアの「独立」とは呼ばず、Federation 連邦化と称している。アメリカが近代の理念を述べた重要な「独立宣言」を発し、劇的な独立戦争をしてようやく独立を遂げたのとも、あるいは、アジア諸国が壮絶な独立闘争を経て戦後に独立をかちとつたのとも、かなり事情を異にする。

その最大の理由が、オーストラリアの植民地が連邦化に先立って、すでに高度の自治を享受していたことである。そしてその元には、イギリスがアメリカの独立戦争に懲りていたこと、アメリカにおける民主主義の発展を凝視していたことのほか、オーストラリア内部からも責任政府（その治める人々にたいして責任をもち、責任のとれる政府）を要求する運動があった。そして実際に、英国政府の派遣する総督はいたものの、最終的には評議会、つづいて議会、植民地知事が選挙で選ばれる責任政府をもつところまで来ていた。したがって連邦化とは、植民地が改めて「独立」を遂げたのではなく、実態はかなりの程度まで、いわば independent colonies の統一だったのである。independent colonies と表現されることのあるのはパラドックスのように見えるが、植民地は各々から「独自の」発展をしていた [Finn, esp. p. 2] し、かなりつよいライバル意識もあつたということと同時に、実際に高度の自治を享受し、かなり「独立」してもいた。

連邦化の過程の中心には、アルフレッド・デーキン (Alfred Deakin) という魅力ある人物がいた。彼は連邦化前にヴィクトリア植民地政府で議員や大臣、事実上の知事をつとめて大きな功績を残し（労働条件などを規定した工場法の制定、現在のヴィクトリア州の後背地に広がる緑野を可能にした灌漑施設の完成など）、さらに連邦化後の七年半は閣僚を、うち五六ヶ月ほど連邦首相を勤めて、今日のオーストラリアの基盤を固めた政治家・弁護士である。しかし同時に、メルボルンの『ジ・エイジ』(the Age) 紙やロンドンの『ザ・モーニング・ポスト』(the Morning Post) 紙に寄稿したすぐれたジャーナリストであった。『ザ・モーニング・ポスト』紙には一九〇〇年末から一九一四年までの一三年間にわたって、毎週の寄稿がつづき、後にゆつくりと同時代史を執筆するためのメモにもするつもりでいた。「図書館を丸呑み」したと言われるほどの読書家で、詩論や神学論考を残し、引退後にそれらを推敲して出版するつもりでいたが、病気のため、これは実現しなかったのが惜しまれている。小論でも触れることになる *The Federal Story* [Deakin]^⑤ の著書もある。デーキンは小論の主人公でもある。

以下、次のような構成にしたがって論じる。

一 邦連化への道

二 オーストラリア連邦の成立

三 連邦化の意味

小論の意を尽くすには、植民地時代における自治獲得運動と初期の連邦化論を論じることが必須であるが、ここでは、本紀要の字数制限以内に収めるため、この「前史」全体を割愛している。筆者にとってこの間の事情で特長的と思われる点を箇条書きで述べておくにとどめよう。

- ・ 英国がアメリカの独立戦争の教訓を学んでいて、「頑固さは勘定に合わない、帝国は壮大な夢ではなく、経営さるべき事業だった」(Barnard, p. 304)とさえ見られていた。
- ・ 英国政府がオーストラリアに派遣した総督には、リベリズムの精神を身につけ、まずは誠実で有能な人物がいた。
- ・ こうして、植民地議会は英国の主導によって設立されていた(行政部門はその発達が遅れた)。また、ディーキンなどに先立って、その諸植民地の統一を提案していた植民地官僚もいた。
- ・ オーストラリアへの自由移民などの間で、囚人移送反対の運動がかなり過激に行なわれ、これが自治要求に連動して、大きな盛り上がりを見せたことがあり、これも英国政府の譲歩につながっていった。

オーストラリアの連邦化については、多くをオーストラリアの資料に頼ることになった(邦文では、「藤川、一九九〇、一〇〇ページ」、「藤川、二〇〇〇、一二五—一二九ページ」、とくに「藤川、二〇〇四」などに連邦化の叙述がある)。小論の執筆にあたっては、畏友 Ross Stockall 氏に資料の蒐集などで多大の助力をいただいた。また、本学図書館を通じて、成蹊大学図書館および同大学アジア太平洋研究センターにおかれる川口浩文庫所蔵の資料を利用してさせていただいた。記して感謝の意を表したい。

I 連邦化への道

A 外圧の発生

以下、連邦化への道をたどろう。まず、一八八二年にヴィクトリア植民地議会に植民地統一を討議するという動議が出されたことがあった。反対はなかったが、元・現植民地政府知事たちは「美しい理想だが、外圧(外部からの危険など)がない限り、現実的でない。財政政策で妥協がで

きて初めて可能だろう」としていた（ここで言う財政政策は、歳入源としての輸入関税を含んでいた）。要するに、世論の熟すのを待とうということであった。さらに、一八八三年の選挙戦のなかでサービス知事が連邦化をもちだしたが、観測気球だったとすれば、熱狂的反応はなかった。

その後、一八八三年にシドニー・メルボルン間に鉄道が開通し、実際に「外圧」が発生した（一八八三年四月）。ドイツがニューギニアを併合するのに先手を打って、クイーンズランド植民地知事のマキルレイス（Sir Thomas McIlwraith）がイギリス国旗を掲揚して、その領有を宣言したのである。英国植民地省のダービー卿（Lord Derby）はこれを関知せずとし、ドイツをなだめようとするのみであった。オーストラリア植民地では逆に、この植民地省の不精で無気力な態度に抗議の声があがり、クイーンズランド知事への支持表明が相次いだ。

続いて、フランスがニューヘブリデスに囚人を送るという報道がなされ、ニューカレドニアで囚人が脱走してオーストラリアにたどり着くという事件があった。ヴィクトリア植民地のサービス知事は他の植民地との交渉開始を訴えたが、英国植民地省は冷たかった。これを機に、かえって他の植民地も乗り気になった。こうして一八八三年一月には Intercolonial Conference が開催され、連邦化は単なる案から、具体的な運動になっていった（[La Nauze, p. 111]）。

B デーキン第一回ロンドン訪問

デーキンが連邦化に深くかかわっているのはすでに触れたとおりである。Alfred Deakin (1856-1919) はメルボルンで、イギリスから移住した父ウィリアム・デーキンの長男として生まれた。メルボルン大学で法律を専攻したが、文学青年でもあり、『ジ・エイジ』紙の社外記者をしていたが、一八八一年に同紙の推薦を受けて、突然、政界にはいる。この年に植民地議会に当選し、それ以降、サービス知事のもとで工場法上程、灌漑委員会議長などをつとめる（こうした経緯については〔近藤〕を参照）。そして一八八七年にロンドンを訪問した経験が彼を変え、これ以降、連邦化は「デーキンの夢」となる。いわばサービスの弟子から、自分の考えで連邦の必要性を認識するようになっていたといえよう。さらにロンドンで、他のオーストラリア代議員が「臆病で田舎者」なのを見た。また、ソールズベリー英首相の植民地抑圧計画を危機一髪で回避できたと思っていた。そして、植民地の意見が一致していないのは不利なのを学んだ。

ロンドンでのエピソードは極めて興味深い。一八八七年、ヴィクトリア女王即位五〇周年記念に第一回植民地会議（通称 the first Imperial Conference、正式には the Colonial Conference）にオーストラリア植民地代表のひとりとして出席する。三〇歳にして初めての渡英であった。開会式にソールズベリー英首相が登場し、リラックスして、まるで「大臣が地球の反対側からやってきた者どものために帝国の外交政策を解説してやろう」と言わんばかりの見下した態度で演説をした。オーストラリア側からニューサウスウェールズ（NSW）、ヴィクトリアなどの代表が慇懃

なあいさつをするのを聞いていたディーキンが最後に演壇に立つて、すでに有名になっていた格調高い英語で、次のように雄弁な演説をした。

「……ニューヘブリデスには商業的（経済的）価値はないと言いながら、その舌の根も乾かないうちに、フランスがそこで開発のために大型店を設けるといふのは矛盾ではないのですか。……フランスの意図に対してわれわれがこれほど警戒するのは根拠のないものだと言合っていた。しかし、ニューギニアの一部をドイツに譲ってしまったことで植民地省へのわれわれの信頼は裏切られています。ダービー卿との苦い経験から、オーストラリアでは、英国の大臣はトーリー党も自由党も同じで、一矢も報いることなくそのもつとも貴重な権益をやすやすと犠牲にしてしまう点では同じようなものだという印象を受けているときに、植民地省が再び同じような保証をするのをだまつて受け入れることが期待されているのでしょうか。……」〔Deakin, p. 20-21〕

ソールズベリー首相はおどろいたように初めはディーキンの方を睨みつけていた（ただし、〔La Nauze, p. 11〕では、ソールズベリーが演説の後、すぐに退席したとしているが、ディーキンは彼の反応を描いている）。しかし、ダービー卿の批判は嬉しそうに聞いていたし、ディーキンに個人的恨みをもつような様子はまったくなかった。これが彼の長所であったと、ヴィクトリア女王、いくにかの政治家の闊達な人物評の中で記している〔Deakin, Ch. 18, 'Balfour and Chamberlain,' Ch. 19, 'British Parliamentary Opposition,' Ch. 20, 'Chamberlain's Divide and Conquer,' pp. 116-132〕。

数日後、あるパーティの席で、混雑の中、人込みをより分けてディーキンのところにやってきたソールズベリー首相は、「駐フランス英国大使に、決してこれら諸島の英国の権益を譲るなど指示を出したよ」とささやいた。このあと、「（ディーキンは）オーストラリアの命運を託せる男のひとりに属する」ということを公私にわたって、暖かく話した〔Deakin, pp. 19-22〕。

その後、このときの共同議長ひとりだったオンスロー（Onslow）は次のように述懐していた——「あるオーストラリア生まれの政治家がはじめて英国に登場したときのことはよく覚えていて。……テーブルの一方には英国のそれまでの支配者たちが並び、反対側に植民地代表たちが座った。植民地側からは、ごく上等の英語で、いかに英国に忠誠心をもっているかというありきたりの演説が続いたが、ディーキンだけは他の植民地代表とは違っていた。まず、オーストラリアの対イングランド観を述べた。イギリスの新聞を見ると、グラッドストーンは風邪をひいている、ソールズベリーは痛風を病んでいることまでわかるが、オーストラリアについては誰かがボートレースに参加した、このボクサーがああボクサーを打ちのめしたということ以外、何にも記事がない。さらに彼は、なぜイギリスが太平洋の島々をやすやすとフランスに譲ってしまったのか、サモアをドイツにあげてしまったのかと述べ、しかもこれをいかにもくつろいで行なったので、ここに本当の生きた男がいるということをつらぬいてを

えなかった」と〔La Nauze, p. 94〕。こうしてデューキンは、「大英帝国内での、オーストラリア・ナショナリズムの初期の擁護者・闘士」だとされるにいたる。

オーストラリアに戻ったあと、デューキンは議会で次のように発言している——「万が一、英国とオーストラリアとの間に紛争が起きるようなことがあれば、われわれが統一されていて、意見も目的も一致していて、代表も植民地にもどったときに連邦政府・連邦議会の支持があるという状況ならば、これら植民地の賛成するような方向で問題は解決されよう。……ロンドンでは植民地間の相違を埋められなかった。……われわれ植民地の利害が犠牲になった。…帝国政府に対してわれわれの国家的努力が報われるのは、連邦になることによつてのみ可能であると確信している」〔Victoria, Parliamentary Debates, vol. LXIII, p. 338: 10 June 1890. 〔La Nauze, p. 112-3〕に引用〕。すでにこの段階で、「ナショナリズム」、「ナショナルな努力」という表現が用いられているのは興味深い。

イギリスはその後、英国海軍の小艦隊をオーストラリア・ニューギランド近海に配備している。オーストラリアでは、Naval Defense Billを全植民地で可決して、これを受け入れる。

C 第一次憲法草案の挫折

この当時、デューキンに先駆けて連邦化の必要性を訴えていた者もいた。そのひとりがパークス⁽²⁾であった。一八八三年、NSW植民地政府知事だったパークスは、連邦評議会(Federal Council)を作することを提案し、これができる。デューキンはヴィクトリア代表としてこれに出席している。ただ、そもそもNSWで連邦化案は人気がなかったこともあって、この評議会自体は、デューキンの言によれば、「その存在自体がもつとも重要だった」という程度の活動しかできなかった。

こうした中で、パークスが連邦化運動にふたたび火をつける。テンタフィールド(Tenterfield)で突然、連邦化が緊急な課題であると言い出したのである(〔Clark, 1977, pp. 467-470〕に一部が再現されている)。あまりの唐突さに彼を疑いの目で見る向きもあったと言われる。まず予備的に、一八九〇年、メルボルンでオーストラレーシアン連邦会議(the Australasian Federation Conference、一八九〇年二月六―十四日)が開かれる。Australasiaと言われるのは、ニューギランドを含んでいて、二名の代表が出席したからである(オーストラレーシア＝南洋州は、オーストラリアとその付近の島々の総称のこと、広義にはオセアニアと同義)。この時のメルボルンは強烈な熱波に襲われて、高齢のパークスは倒れたくらいであった。

ここでは結局、活動の継続に同意し、全会一致で、「オーストラリア植民地のためには、英国王室の下での早期統一がよい。連邦憲法制定会議

に権限をもった代議院を送る」ことなどが決定された。憲法制定会議につながったことが重要であった。

一般演説からふたつのことが分かった。①連邦化にあたっての課題をいくつか、すでに考えていた人物が何人かいたこと、②目的はひとつでも、手段については合意がむづかしいということ、である。デューキンはその演説をミルトンの『アレオパジティカ』の引用で始め、憲法制定を強く訴えた。パークスは、後輩格で二三歳のデューキンに満足して、自著を贈呈している。

一八九〇年を通して、各植民地議会が憲法制定会議への代議員を選んだ。選挙民の直接投票は行なわれなかった。デューキンはヴィクトリアからの五名のうちのひとりに選ばれる。

この憲法制定会議は、一八九一年三月、シドニーにおけるナショナル・オーストラレーシアン大会 (the National Australasian Convention) という形をとる (六植民地から四二名、ニュージーランドから三名の代議員出席)。デューキンは三五歳弱で、最年少であった。この時に代議員の間に多くの知己を得た。とくにNSWのバートン⁽³⁾、南オーストラリアのキングストン (Kingston)、クイーンズランドのグリフィス (Sir Samuel Griffith) などは、その後のデューキンの活躍に大きな意味をもつことになる。

開会演説から、いくつかの具体的な問題が明らかになった。まず、植民地間の関税を相互に競ってかけているという状況は、まさにグレイ (英国の植民地官僚・行政官で、早くからオーストラリアの統一・連邦化を唱えていた) の予想通りであった。さらに、第二議会 (上院) の権限とその性格については異なった意見があり (そもそも連邦化を時期尚早と見たりして連邦化に積極的でない者は、上院に権限を多く与えることで州の権限をできるだけ残そうとしていた)、連邦政府の形態についても、まだオーストラリア全体が階層化されているというより、地域間の衝突とみられていた [La Nauze, p. 153] なかで、合意に達することができずかどうかは疑問であった。各植民地の代表団内部にも相互の反感・敵意がこの場にそのまま持ち込まれてきていた。デューキンは最初の演説で、妥協点を探ることの重要性を強調する (ただし、ヴィクトリアの産業で保護を受けているものに対しては特別のセーフガードを考えるのも必要であろうと言ったことは「不幸」で、それが冷たく受け止められたことは有益な教訓になった [La Nauze, pp. 153-4])。

原則上の一致があっても、それが憲法起草に結びつかないこと、憲法起草は、政治家としての資格をもった者だけには手に余る作業なのもはっきりしてきた。パークスのヴィジョンに加えて、グリフィスの、「精密にして冷静、慎重にして我慢強い」という資質が必要なのであった。グリフィスはその異能を十分に発揮して、起草を担当した。論点が煮詰まって全体会議の決定がでると、起草委員会はクイーンズランド政府所有のヨット (シドニー湾に停泊していた) にこもって、その作業に没頭した。グリフィス草案が委員会から出てきて、代議員はこれを見ると、その文書に「啞然として、畏敬の念をもった」と言われる [La Nauze, p. 154]。そして四月には大会での採択にいたった。

妥協は不可避であつた。たとえば、上院(the Senate)は間接選挙で、各植民地議会が選ぶこととなつてゐる。また、予算に関する案件について、上院は下院にたいして「提案(suggestion)」を行へるということ、予算審議を引き延ばすことができるようになってゐた。この後者の点は、のちのちまで一八九一年の妥協(the 'compromise of 1891')と言われて、大きな問題となる。

代議員は、統一は早期に実現するとの希望をもつて帰路についた。しかし、「その帰路において、じょじょに自分たちの地域に近づくにつれてその希望はしぼんでいった」[La Nauze, p. 154]。

この憲法草案には次のようないくつかの批判が出された。デューキンにとつては、批判が自分のもつとも尊敬する人ヒギンボザム(George Higinbotham)は、アイルランド生まれで、ヴィクトリア植民地の最高裁判事をしてゐた)から出た。彼は、「Commonwealthの名称はいいが、それ以外は、ヴィクトリアで批准すべきでない」と言い、「これは民主主義でなく金権政治(plutocracy)だ、責任政府を避けている、母国との絆に無関心だ、予算関連の法案についての妥協を認めるよりは、批准をしないほうがいい、総督の権限は自治の終焉を意味する、オーストラリア連邦が外交権をもつことは大英帝国を分裂させるものだ」、などととした。

このあと、各植民地議会による批准手続きになる。ヴィクトリア議会でデューキンは批准賛成演説を行い(一八九一年七月)、その他の植民地でも批准の可能性はあつたが、問題はNSWであつた。NSWでも労働党が発足してゐて、これが連邦化には消極的であつた。同党が憲法制定会議に代議員を送れなかつたこともその一因であつたと言われるが、より緊急な社会問題・労働問題に関心があつた。こうした状況のなかで、知事のパークスは憲法草案をNSW議会上程せずに、連邦化の課題をバートンに託して、この世をさる。しかしその後も、政治家個人のライバル意識、その無関心などから、NSWでは憲法草案はたなざらしにされた。NSW出身で当事者でもあつたコ克蘭(Sir Timothy Coghlan)は次のように言つてゐた——「ほとんどの人は、これまでの生活に満足しており、連邦化案を受け入れさせるためには、教育・啓蒙活動が必要であつた」([La Nauze, p. 156])と。デューキンは植民地議会が代議員を選ぶ形では憲法草案を批准するのは不十分だと感じてゐた。

その間に、ヴィクトリアでも経済危機が深まつて、連邦化どころではなくなる。こうして、この時の連邦化運動は挫折する。

D 第二次憲法草案の起草・批准

デューキンは法律の仕事に戻る(この間に、三女誕生)。一八九二年初頭段階での見込みは暗かつた。ヴィクトリアではデューキンはやはり非公式の指導者と見られていて、議員にはとどまつて、いわば腰弁当で連邦化の努力を続けた。ヴィクトリアで運動の灯を消さなかつたのはデューキンで、ANNA(後出)が運動の中心になり、やうにthe Federal Leagueがヴィクトリアでもできた(他の植民地、都市でもできていて、the

federalation leagues と言われる)。一時期は労働運動もこれに参加していた。

こうしたなかで連邦化運動に火をつけたのはコロワ (Corowa) での提案であった。コロワはヴィクトリアとNSWとの境界にある町で、両植民地で相互に徴収していた関税をめぐる争いが絶えなかった [La Nauze, p. 159]。こうした境界線上の都市は他にもあった。ここで連邦化推進の重要な提案がなされる。

このコロワ会議 (一八九三年八月) はオーストラリア出生者協会 (Australian Natives' Association (ANA))⁽⁴⁾ の開催したものである。ここで、ベンディゴウ (Bendigo) 金鉱の町だった出身の下院議員クイックが「まったく同じ法案 (the Enabling Bill と呼ばれた) を各植民地議会に提出し、権限をもった代議員を直接選挙で選び、憲法起草会議にこぎつけよう」との案を提出したのである。各植民地で代議員一〇人を選挙で選び、この代議員に憲法起草の権限を与える (つまり enabling) というものであった。草案は当然、一般投票によって批准されることになる。第一次草案の作成・批准過程の弱点を克服した案であった。

NSW の新知事リード⁽⁵⁾ は (パークスの後を継いで連邦化のチャンピオンになる好機と見たのか) 他の植民地諸政府知事に新しい会議を呼びかけた。それが実現したホーバート (Hobart) 会議 (一八九四年九月) では、同様な Enabling Bill を各植民地議会に上程することに合意する (一般投票を信頼しない知事もいたが)。デューキンもこの時は多少の楽観的観測をした。

the Enabling Bill は一八九五年十二月、NSW 議会を通過した。ヴィクトリアでは、植民地議会の上院・下院間の争いに巻き込まれて流れてしまいうそうになったところで、デューキンが働きかけて、ようやく通過する (一八九六年二月)。「デューキンのこうした目立たない働きは、雄弁な大演説よりも連邦化に大きな寄与をなした」 [La Nauze, p. 161]。クイーンズランド植民地では最終的にこの法案の通過をあきらめる (1896年)。

翌一八九七年三月の憲法起草会議に向けて、各植民地で代議員の選挙が行なわれた。ヴィクトリアでは、二九名のリストから一〇名を選ぶという方法がとられた (他の植民地でもほぼ同様)。デューキンは朋友ターナーとともに当選が確実視されていたが、他の八名はマスコミの力で決まると見られていた。『ジ・エイジ』紙が「リベラル一〇人衆」 (the Liberal Ten) を推薦し、その通りになったのは再び同紙の力を見せつける形になった。

デューキンは、その憲法起草会議開会式で次のように演説した。

「われわれはみな、十分承知しています。永遠の憲法を創り上げる責任がこの会議にかかっています。連邦化をなしとげる重荷のすべてが今はこの会議に、そしてこの会議だけにかかっています。……われわれを選んだ人たちは、大きな、偉大なる装置を始動させました。大陸全体の人たちが動いて、(これまでの呼びかけに) 応じて、われわれをここに送りました。そして万が一にも、いかにもさい先のい

いこの機会を逃すことになって、憲法草案なしにこの会議を後にするようなことがあったならば、それこそ歴史的な不幸だと言わざるをえません。このような政治的好機を逸したならば、わが世代のうちにそれが戻ることはまずありません。……われわれがこの偉大なる選挙民を出自としていること、この偉大な選挙民に語りかけること、その代表として行動していることに、わたくしは畏怖の念を覚えます。しかしそれにもまして、この偉大なる選挙民のことを考えるだけでもっと大きな畏怖の念を感じます。この人たちはここからは目に入りません。しかしわれわれの作業の成果を待ちわびています。これから生まれてくる何百万人もの子孫たち、顔も知らぬ子孫たち、その数も分らない子孫たち、その子孫たちのもつ抱負と志を成就するのを手伝う、その子孫たちが自分の運命を自分で定めるのを手助けする、その責任をわれわれは託されているのです。」(Official Report of the National Australasian Convention Debates, pp. 301-2; [La Nauze, pp. 165-166] に引用)

会場は大喝采になり、議長が静止しなくてはならなかった。デューキンの演説をはじめて耳にした代議員はあらためてその名声の由来を見せつけられることになった。

これに続いて、憲法起草のためのマラソン会議がおこなわれた。アデレード・シドニー・メルボルンと、一八九七年三月から一八九八年三月までに実質約五か月かけて、草案の採択にこぎつけた ([Deakin, Ch. IX. 'Federal Convention', 1897-1898, Ch. X. 'Convention in Adelaide', Ch. XI. 'Some Antagonisms', Ch. XII. 'Political Intrigues', pp. 58-82] に、内部での努力、駆け引きなどがくわしい)。デューキンはその経験を生かし、また、それまでに得た各植民地代議員との朋友関係が役立つた。ただ、ヴィクトリアが主導権を発揮することに、他の植民地代議員が反発しているのを感じて、自身は調停に徹した。

実質五ヶ月の審議を経て成立したこの憲法草案は The Bill of 1898 と呼ばれる。総督、首相・行政府、二院制の連邦議会、司法制度を規定し、権限については連邦政府に属するものを規定し、それ以外は州に属するものとした。連邦制度の常として、州政府と連邦政府の権限の調整はむづかしい問題であった。この草案では、連邦議会の権限に属するものとして、貿易、州際通商、課税、郵便・電信、銀行業、婚姻・離婚など、疾病老齢年金、移民問題、外交問題、ふたつ以上の州にかかわる労働争議の斡旋・調停などとされ、これらが 'specific powers' とされた。「残余 (residual)」の権限はすべて州政府に属するものとされ、具体的には、教育、保健、鉄道などがあつた。連邦と州との権限分割はこれ以降も複雑な問題を生んでいくが、財政の力を利用して、じょじょに連邦政府の権限は強まった。さらに憲法改正の手続きなどを決めている。

この憲法草案は、一八九一年の草案よりリベラルなものになったこともひとつの特徴であつた。たとえば、上院議員を直接選挙で選ぶこととし、

複数投票制 (plural voting) を禁じた。ただし、労働党、過激派は批判的であつた。上院の議員数が人口に関係ないこと、上院の権限が強いこと、改正がむづかしいこと、総督の権限が多く残されていたことなどがその理由である。デーキンもこの時はあまり樂觀的にはなれなかつた。

このあと、各植民地で批准のための一般投票が行なわれた。この過程にもひとつのドラマが待ち受けていた。

ヴィクトリアではデーキンが中心になって批准促進の運動が進められ、一八九八年六月三日に投票が行なわれて、結果的には大多数の賛成票を得られた。ただしそのためにはANAやデーキンの活動が必要であつた。ANA内でも一部には、拙速にこの草案をみとめるべきではないとの声があつた。ANAの態度を決める会合で、これら慎重論・懐疑論を聴いたあと、最後に演壇に立つたデーキンは即興で次のように述べた。

「……憲法というのは、政治的知性と建設的創意の最終的産物です。巨大な地域に散らばった人たちが自治を達成する可能性を最高限度までつきつめたものです。このような憲法を創り上げるのは、どんな集団にとつてもたやすいことはありません。それでも、これほどその基盤が広く、これほどその原理が自由主義的で、これほどその目指すところが寛大な憲法は、どこを探したつて決して見つかるものではないと、言わせていただきたいと思います。もちろん私としても、多くの友人たちと同じで、ほんとうに自分が理想とするものにもっと近いものが手に入るというのなら、それをとります。しかしわれわれは今、現時点で選ばなくてはならないのです。喜んでこれを受け入れようではありませんか。……ヴィクトリアを、その責務に目覚めさせようではありませんか。……これこそ、この憲法に奉仕する者のひとりとしてわれわれの高貴なる任務でありませんか。連邦化のための努力、そのすべてを高貴なるものにするものではありませんか。」(ANA booklet, Text Book, A.N.A. National Fete Elocutionary Competitions (Melbourne: 1963); [La Nauze, pp. 173-4] に引用)

この発言は直ちにヴィクトリア中に広がって有名になり、これで、内閣と『ジ・エイジ』紙を守護に追い込むことができた。実は『ジ・エイジ』紙は初め、この草案に批判的であつた。この演説のあと、デーキンがサイム⁽⁶⁾などに会つて、同紙の主張が変わつたのである。説得が成功したのか、サイムが自分で賛成に回つたのか、反対しても批准されてしまえば名声に傷がつくのを恐れたのか、事情はわからない [La Nauze, p. 175] とも言われるが。

ヴィクトリア植民地の投票結果を見ていた『ジ・アーガス』紙(メルボルンの日刊紙、『ジ・エイジ』紙のライバルで、保守派であつた)の記者スコット (Ernest Scott) は、デーキンへの私信にこう書いていた——「おめでとう……。あなたの写真が本紙に出たのを見たある人が、『今夜はこの男がいちばんの幸せ者だよ』と言っていました。彼は少しものめははずれていないと思つています。これほど壮大な進歩の巨大な一歩を目撃するだ

けでもいい気持ちです。この変化を中心になつて導いた当の本人たることはなんといつてもすういことす。You have at least one man's respectful, admiring envy.」[La Nauze, pp. 177-178]。このような簡潔で多くを語る英語は、そのリズムまで日本語で伝えるのはむづかしいが、たとえば、「ひとりの男として今回の成功に深甚の敬意を表し、羨ましくさえ思っています」といったところであろうか。

その他の植民地でも、一八九八年六月三日にNSW、タスマニアで投票が行なわれ、当日深夜までには結果がわかった。タスマニアでは賛成多数で批准されたが、問題はNSWであった。深夜にシドニーの街角に集まって結果を見守る群衆の写真〔藤川、二〇〇四、一二五ページ〕は、当時の熱気を伝えてあまりある。だが最終的には、賛成票（七十一、五九六票〔Clark, 1977, p. 510〕が規定に達しなかった。この憲法案では、連邦化後に保護主義を採ることが明らかであつたため、強硬な自由貿易論者リードの効果的な反対運動が功を奏した（〔Barnes & Homer, p. 69〕;〔Deakin, Ch. XIII. 'Reid's Yes-No Policy', pp. 83-88〕）のである。もともとNSWでは植民地政府の歳入に関税をたよらなくてもよかった（土地の売却益が多かった）という事情があつたほかに、スクオッター（squatter、一九世紀に広大な公有地を占有した地主・大規模牧羊業者）の影響力が強く、彼らは羊毛の輸出を促進するために自由貿易をよしとしていた。

NSWの結果は大きな失望をもたらした。そもそもNSWでの批准には無理であるとも言われていた。もともとNSWでは五万票の賛成票が必要だということになつていたので、一八九七年末、大会最後のセッションの直前に、これを十二万票に引き上げるという案が反対派から出され、リードが妥協案として八万票という数をだし、ここに落ち着いた（リード自身は連邦化反対派であつたが、これを自分がまとめたのだと主張していた）。しかしこの数字でもきわめて困難だということも十分に予測されていた。しかも、かなりの反連邦化世論があり、労働党が連邦化に批判的だった上、『デイリー・テレグラフ』紙（NSWでは影響力が強かった）が強く反対していた。これに加えて、リードが、Yes-No speechと呼ばれる演説を行った。一八九八年三月二八日、投票運動の始まつたところで、「憲法草案はあるゆる点でNSWの害になるが、自分は賛成する」と述べたのである。このリードの行動にはさまざまな評価があるが、連邦化賛成者にとってはペテンと見えた。まさに「連邦化初期の複雑な（不可解な）政治史の一部」（当時のデイキンからバートンへの書簡より;〔La Nauze, p. 180〕に引用）であつた。

ここで再び植民地諸政府の知事会議が行なわれ、憲法に修正がなされる。その結果、すべての点で、さらにリベラルなものになった。たとえば、両院協議会での採決は過半数でよい（元は四分の三だった）、両院のどちらでも憲法修正を提起できる、新首都はNSW内でいいが、シドニーから最低一〇〇マイルは離れていないといけないし、新首都が完成するまではヴィクトリア植民地の主都メルボルンが連邦の首都になる、連邦の関税収入の四分の三を州に回すのは一〇年間のみとする、などとされた。最後の点は、州がやがて財源を連邦に依存することから、大きな意味をもつことになる。

こうしてリードも賛成するにいたり、六月に修正憲法草案はNSWでも認められる。ヴィクトリア、南オーストラリア、タスマニアでは以前より賛成票が増えた。西オーストラリアは僅少差でこれを認めた（デューキンは、西オーストラリアは入りたくなければそれでかまわないという態度だった）。

この2回目の一般投票の前夜、デューキンはメルボルンで次のような演説を行っていた――

「この偉大なる地球がゆるりゆるりと回つて、われわれは次の日の夜明けに近づいています。その陽光がこの大陸の巨大なパノラマに、そしてその大洋に浮かぶ真珠のような島々に、銀の光をもたらすとき、その陽光は、みなさんが作り出すこの国の領土の上に、版図の上に輝くのです。そして、みなさんが厳粛にもちぎり結ぶ盟約が、永遠に、統一連邦を、決して解消できない結合体を、永久にして力強い連邦を、ひとつにして不可分なオーストラリアを、ここにもたらしことになるのです。」（『ジ・エイジ』紙、一八九九年七月二七日付けより、

[La Nauze, p. 183] に引用）。

こうしてオーストラリア連邦は誕生することになった。

E デューキンの第二回ロンドン訪問

連邦化の仕上げはロンドンで行なわれた。イギリス議会の承認を得なくてはならなかったのである。そしてここにもうひとつ波乱あった。

一八九九年末、各植民地で政権交代があった。デューキンは連邦発足後を見越して、ヴィクトリアでは野党党首にならなかった。

デューキンはヴィクトリア代表として、英国への代表団員になる。他の代表に先立って、妻パティ、姉キャサリン、三人の娘とヨーロッパに向かう。航海中に他の植民地代表が決まり、デューキンの家族はナポリに留まり、デューキン自身はイタリア、マルセーユを経由してロンドン入りする。

ロンドンに着くと、植民地省大臣チェンバレン（Joseph Chamberlain）が憲法草案に修正を申し入れる。内容は、草案にもられた枢密院の権限に関することであった。また、英国政府法務官にとつては、オーストラリアは国際法の下ではイギリスの責任だったので、口を挟みなかったとも言われている。しかし真の圧力は民間からのものであったことをチェンバレン自身が認めていた。「銀行などの金融機関、それに商社（commercial institutions）でオーストラリアに多大の利権をもっていたところ」からの反対があったのである（Chamberlain to Governors of Australian Colonies, 5

April 1900; [La Nauze, p. 188] に引用)。

オーストラリア代表団としては、交渉をするために来たのではなく「説明する」ために来ているのだとして通した。また、代表団として、イギリスの専制君主が存在するからとの理由で修正を迫られるのは承服できなかった。ここで修正を認めて、三度、オーストラリアで一般投票をすることは想像もしたくなかったであろう。

チェンバレンは代表団の頭越しに直接にオーストラリア住民に訴える戦術にでる。逆にデューキンなどはロンドンの新聞に投稿したり、種々の宴会・会合などを通してイギリス市民に直接に訴える。こうしたことではデューキンの知性と人間的魅力が光った。やつとチェンバレンも妥協を求めるようになり、五月一七日に妥協が成立した。高等法院が特定の問題について枢密院に席をおく女王によって裁断されるのがふさわしいと判断した場合に限って、高等法院が枢密院に訴えることを許すなどの内容 ([Clark, p. 168]) であった。

この後、英国下院に上程され (五月二〇日)、第二読会 (英議会において法案の了承を求める二回目の法案提示) が行なわれ、議会を通過する。一九〇〇年七月九日、ヴィクトリア女王が "An Act to Constitute the Commonwealth of Australia" に署名をする。

デューキンは七月一六日に南オーストラリアに到着して大歓迎をうける。さらにメルボルンまでは鉄道で行き、同駅でふたたび大歓迎を受けた。当時の雰囲気は次のように伝えられている。

「やあ、お帰り。

オーストラリアは息子を迎える、

旧世界から月桂冠をかちとつてきた息子を。

ひと仕事終わった、さあ、次の仕事だ」 (Table Talk (Melbourne), 17 July; the Age, 18 July, 1900; [La Nauze, p. 193] に引用)

英国における最後の「戦い」にはさまざまな解釈が行なわれている。「代表団が植民地大臣と植民地省にがんこに抵抗した……が、新国家が降伏を拒否したという戦いと見られた」 ([La Nauze, p. 193]) とすれば、これは一種のソフトな独立戦争だったと言える。「代表団はかなり攻撃的なナショナリズムをぐつと飲み込んで、チェンバレンとの妥協に応じた」 ([Clark, p. 168]) ともされる。妥協はあったが、代表団は譲らなかったと見られ、「彼らは知らなかったのか、この南の海で、母国の最高の者と同等に渡り合える男たちが生れていることを」 (A. J. Peacock, reported in the Age, 30 November 1900' [La Nauze, p. 193] に引用) ともされた。これをオーストラリア・ナショナリズムの表明と見ることもできるだろうし、

あるいはこれを、肩を怒らした虚勢とみて、劣等感の裏返しだったと見られるのかもしれない。

デューキン自身は次のように述べて、満足感を表している——「デューキンとバートンはとくにそれぞれの植民地に帰って歓迎された。…任務完了である。成功だとして歓呼して迎えられ、その功は賞賛された。これ以上、何を望むというのか」〔Deakin, pp. 164-5〕。

この直後に、西オーストラリアも連邦に加わるとを決定した。そして、一九〇一年一月一日が連邦結成宣言の日と決定された。

III オーストラリア連邦成立とその意味

総督ホウプタウン (Hopeoun) の不手際があつて、第一代内閣の組閣に時間をとつたが、最終的にバートンが、一九〇〇年二月三〇日に公式の組閣名簿を総督に提出した。翌二月三二日 (連邦化前夜)、メルボルンにはサイレンが鳴り響き、一九〇一年の元旦にはお祝いの列が街を練り歩いた。同日、午後四時半、第一回閣議が開かれ第一回総選挙の準備にとりかかる。四四歳のデューキンは法務大臣 (Attorney General) として入閣していた。閣僚は、強弱の差はあれ、おおむね保護主義者であつた。関税省は直ちに連邦政府の管轄に入る (郵便局はしばらく後で、防衛省、外務省などは順次にできる)。デューキンは法務大臣として、高等法院の創設に執念をもちやすことになる。

デューキンは、連邦になる前から、新生オーストラリア国家にとつて必要な体制について考えていて、それを Points for Reflection としてメモしていた。バートンが何も考えていなかったことが分かったからである。そのなかで八省や高等法院を構想していた。「デューキンの最後の栄冠は、連邦発足時のほとんどすべての基本的な法律を自らの手で起草したことだった。新議會に命の息吹を吹き込み、生きた魂と力を注ぎ込んだのである」〔Watt, p. vi〕。

さらにこのあと数年のうちに、数回の総選挙を通じて政治的に二大政党制にほぼ落ち着き、同時に、Australian Settlement と呼ばれる政策体系が確立する。信頼し切れなかったリードとの連立時代 (一九〇四〜一九〇五)、不毛の一九〇四年 (〔La Nauze, Ch. 16 'Three Elevens', pp. 362-380〕)、誤解に基づくリードとのさらなる相互不信から不愉快な体験をしていく。連邦議會内での政党・会派も安定多数を形成できなかったため、リードと連立を組むが、デューキンがその連立の公約を一方的に破つたとされて、百家争鳴のゴシップ争いが行なわれた。アメリカの親友には「一九〇五年を通じて、ののしられ、燃えたぎる炉の中であぶられた」とこの体験を形容し、リードが再び首相に返り咲いたが、さらに、労働党左派との協力関係を薄水をふむ思いで維持するという、「一日さきも見えない不安定」〔La Nauze, p. 407〕の中におかれ、「希望もなく、恐怖もなく、ただただオーストラリアのために良かれと思うことをするために、自分自身を鋼にして」(Tennison の手紙; 〔La Nauze, p. 407〕) いると述懐している。しかしその後、第二次デューキン内閣を組閣し、一九〇八年十一月まで政権を担当する中で、'Nation Building' (〔La Nauze, Ch. 18〕のタイトル) に邁

進することになる。時にディーキン、四九歳に一ヶ月足りない歳であった。

Australian Settlement には以下の五要因があると言われる。①白豪主義、②国内産業の保護、③賃金決定方式、④国家に対する信頼、⑤大英帝国の一部としての位置付け、である〔Kelly, pp. 1-16〕。特に、保護関税と賃金を連動させた方式は、「新保護主義」と呼ばれ、オーストラリア独自のものであった。関税で保護される企業は、その従業員に「公平にして理にかなった (fair and reasonable)」賃金を支払うことを法的に義務付けたのである。この方式は「一九〇六年末の総選挙までには、広く支持される理想、永年にわたって、どんな政策を形成するにしても無視できない社会的目標にまでなっていた」〔La Nauze, p. 410〕。

連邦政府に生活の多くの局面をまかせたことから、時としてオーストラリアの政治形態は国家社会主義 (state socialism) に擬せられることもある。「準社会主義秩序」が個人主義に親和的な環境を創ったことはパラドックスでもあったとも言われる〔Finn, pp. 2, 3〕。

もちろんこれらはやがて一九七〇年代に入り、そのすべてが見直され、変革を遂げていくことになる (〔Stockall, 2006〕; 〔Kelly〕)。しかしこのオーストラリア流の解決策 (Settlement) が時の課題を十分に果たし、現在の豊かで暮らしやすい国の基盤を作ったことは否めないであろう。

ディーキンは連邦化についてこう記していた——「連邦化は革命である。平和裏に行なわれたためにおそらくより深い革命になった。政治的、経済的、社会的革命である。…いまや、四〇〇万人のオーストラリア人がみずからの手の中にその運命を握っている」と (イギリスの *the Morning Post* 紙、一九〇一年一月八日付けに寄稿したもの、〔La Nauze, p. 235〕に引用)。

さらに自著 *The Federal Story* 「あとがきに代えて」にこう述べる——「そのことが起きた後では、歴史はすべて必然だったと写る。未来は過去を振り返って、オーストラリアの統一は初めからそういう運命にあった、それが完遂されるのを妨げるものなんてあったはずがないと言いたくなる。しかし、そういう運命にあったとしても、ここで達成されたことについては、こういうのは正しくない。…それぞれの局面で、隠された、自分なりの動機をもっていなかった者はほとんど皆無であった。…内部で何が起こっていたかを見ていた者にとっては、幸運を自分たちのものとして追っかけていた者、毎日毎日、献身の日々を送っていた者にとっては、これは一連の奇跡によって達成されたとししか見えない」〔Deakin, pp. 165-67〕。

第一次憲法草案の挫折、第二次草案の国内批准過程と、さらにイギリスでの説得の必要性などに直接にかかわった者として振り返ると、まさに奇跡とは思えなかったのかもしれない。これが必然であったなどというのは、不遜な後知恵でしかならう。それが歴史の発展の方向であったとしても、それを自分の使命として受け止め、必死にその歴史的課題を果たそうとした個々人の役割、とくにそれを無私 (self-negation) の精神で行なった者の努力には、大きな歴史的意味があると言わざるをえない。

しかしデイーキン自身は最後まで、以上のような「外的な自分」とは別に、何でも相談できる友人はいなかったことを言い、特に詩の本に楽しみを見出し、自分はだめだ、と自己卑下せざるをえない「内的な自分」がいたことを強烈に意識していた。そしてその双方があることによって、「でもわたくしは満足している、いや満足以上のものを感じている」[La Nauze, p. 64]としていた。後世の歴史家の評価にも（「イギリスの諸制度、プロテスタンティズム、イギリスの生活様式を人類の到達点と見た」人物で「心の底では田舎者 (provincial) であつた」という今から見ればもつともなものから、「政治屋であらゆる策略ができる」人物だったなどの悪評も含めて）様々なものが出現しており、そうしたものを概観しながら、くわしい伝記を書いた La Nauze は、デイーキンは歴史の分類箱にきれいに整理されないほうがいいとする。現実全体を把握・叙述することは原理的に不可能であり、歴史的事実とは歴史家が恣意的に選んだ出来事でしかない (E. E. Carr) にしろ、デイーキンはおおかたの歴史家以上の知識人であつた。

政界を引退後、体調を崩したまま、認知症も進んで、一九一九年九月に発作を起こし、一〇月七日の早朝、息をひきとつた。国葬がとり行なわれた。

注

1. *The Federal Story* [Deakin] は、自らが連邦化について語つたもの。一九〇〇年に脱稿したまま、推敲されずに置いてあつたものが、一九四四年に出版された。当事者ではあつたが、自分の役割を自慢するのではなく、self-effacing sincerity, self-abnegation, self-sacrifice [Brooks, p. xii] の態度でもつて著した同書は、登場人物のユーモラスかつ辛らつな描写にあふれていて、楽しい読み物にはなっているが、今日のわれわれには、極めて長い段落と息の長い論理構成、高度の語彙・表現が駆使されていて、楽には読み進めない。自分の役割をはつきりと書いているのは、一八八七年にヴィクトリア植民地代表としてロンドンを訪問したときに同植民地の主張を本国政府にぶつけたときと、一八九九年に憲法草案を持つてロンドンを訪れ、それを英国政府植民地省による修正要求から救つて、わずかな修正に留めたときの活躍だけである。ただし、自分のことを第三人称で書いているので、公刊にあたってはなんらかの手立てを施すつもりであつたと考えられる。なお、デイーキンは爵位・学位を受けることをかたくなまでに拒絶した。あまり何度も断るので、最後には提案者を傷つけるにいたつてそれがそれでも受けなかった。

2. パークス (Sir Henry Parkes, 1815-1896) は NSW 植民地政府知事を数度つとめた政治家。イギリスのウォリックシャー (Warwickshire) 生まれ。学校教育はほとんど受けず、象牙職人だった。しかし十七歳のときに地元の政党に入つて、政治に関心を示す。一八三九年に、渡航費用の補助をもらつて夫婦でシドニーに来た。五年後には政治記事を發表し、一八四八年にはロバート・ロウ (Robert Lowe) とともに

囚人移送反対運動に参加する。ロウたちは、NSWへの囚人移動反対運動を行っていた過激派である。一八五〇年に『ジ・エンパイア』(the Empire)紙を創設し、過激な社会派として論陣をはる。一八五六年には第一回植民地議会下院選挙に当選。一八六六年、植民地政府の内閣に入り、一八七二年に植民地政府知事となる。連邦化には一八六七年から深い関心を示した。特に一八九一年の憲法草案の形を作ったことで「連邦化運動も足が地についた」といわれ、その他の貢献も大きかった(以上、主として[Barnes & Homer, pp. 132-133])。複雑な性格の持ち主で、虚栄心があり、日和見主義的で、国のために名を残すような仕事をしようという抱負をもっていたとされる。連邦化の実現を見ることなく、無一文の殉教者として死んでいる。

ディーキンによれば、パークスは「巨体の持ち主で、歩みも悠然としており、輝くばかりの銀髪に丁寧に櫛を入れていた。：遠くを見つめるような目は、世俗の塵を知らないような印象を与えた。：：：どこまでが演技でどこからが真の本人かが分からないのが彼の強みであり、その能力の深さの現れであった。：：：対等の者には嫉妬深く、ライバルには辛らつで、敵には情け容赦ない。虚栄心が強く、細部に弱い。：：：」[Deakin, pp. 24-25]。パークスは究極的には英国からの分離を意図していたとされる[Deakin, p. 28]から、今日の共和国運動の先覚者ともなる。

3. バートン(Sir Edmund Barton, 1849-1920)はシドニーに生まれ育つ。弁護士で、一八七九年、議員に当選し、若くしてNSW議会で議長をつとめるなどして、その力量を示した。しかし、快適な生活を好み、「バーの椅子ですぐ長時間を書斎ですごしていたら、とても有益であったであろう」[Deakin, p. 32]と評された。初代オーストラリア連邦首相。連邦化反対の強かったNSWで、一貫してこれを主張した。

4. ANA (Australian Natives' Association) という natives とは「オーストラリア生まれ」の意味で、初めはゴールドラッシュに伴なう移民の二世たちが中心だった。一種の愛「国」友好団体で、一八七一年四月二十四日、メルボルンに誕生した(はじめはVictorian Natives' Associationと言ったが、翌年、ANAになる)。一八九〇年までには他の植民地にも広がったが、力があつたのはヴィクトリアのみだったともいわれる[La Nauze, pp. 113-4]。政党ではなく、各党所属の会員はいたが、リベラル派でナショナルリスト、ホワイトカラー・専門職が多かった。やがて、連邦化、太平洋での欧州諸国の野心に対して、さらに中国からの移民、防衛問題など、いわゆる「national questions」に関心を寄せるようになる。連邦化運動はまさに恰好の活動とされ、intercolonial conferenceの主催など、連邦化運動には貢献が大きかった。とくにCorowa Conferenceは重要だったとされる。ディーキンは早くからANAプライン(Pahau)支部のメンバーで、ANA側でもディーキンを支持しようとの空気が高まっていた。一八八〇年にはメンバーはたった二三五人だったのが、一八九〇年には七四〇〇人、一九〇〇年には一七〇〇〇人に増えていた([La Nauze, pp. 113-4]; [Barnes & Homer, p. 9]を参照)。

5. リード (Sir George Reid, 1845-1918) はスコットランド生まれで、メルボルン、後、シドニーに移り、政治家となる。パークスの死後、NSW植民地知事。NSWの政治情勢の中で有利との理由で、自由貿易主義者となった。巨体・大声の持ち主で、すべてにいいかげんな印象を与えたが、政治的立ち回りがうまく、'Reid, the Wiggler' と呼ばれた。デューキンと手をくんで連邦首相もつとめる (1904-5) が、デューキンはその著でリードをさかんにからかっている。長い独身時代には伊達男であった、政治的野望だけで動いていたとし、連邦化運動初期にはパークスの「苦しみを見捨て、連邦化は得策ではないとして、パークス、バートンを遠ざけた」(Deakin, pp. 54-55)。「会議ではほんの数分しか眠ることはなかった。眠るとすぐ、自分のいびきで目をさましてしまうからである」(Deakin, p. 60)。デューキンは最後まで決して彼に気を許さなかった。しかし、「リードの道化と卑猥な話の裏には、鋭い、有能な、神経の行き届いた心があった」(Clark, p. 159)とも言われる。

6. サイム (David Syme, 1827-1908) は、スコットランド生まれ、『ジ・エイジ』紙のオーナー兼ジャーナリストで、約四〇年にわたってヴィクトリア植民地の政治をその編集室から牛耳ったと言われるほど、巨大な影響力をもった。保護主義を主張して強力な論陣を張り、その実現に大きな貢献があった。デューキンは『ジ・エイジ』紙の社外記者をしていたし、サイムに説得されて保護主義賛成に意見を変えているので、その秘蔵っ子とも言われた。より詳しくは〔近藤〕を見られたい。

引用文献一覧

- 大塚久雄、一九五八、「重商主義における『Trade』の意味について」、『大塚久雄著作集 VI』(岩波書店、1969)
- 近藤正臣、二〇〇六、「オーストラリアにおける保護主義の起源」、『経済論集』(大東文化大学経済学会)、八七号、一一三二ページ
- 藤川隆男、一九九〇、『オーストラリア歴史の旅』(朝日新聞社)
- 藤川隆男、二〇〇〇、「オーストラリア史」、山本真鳥編『オセアニア史』(山川出版社)、78-167ページ
- 藤川隆男、二〇〇四、「一つの国民、一つの運命」、藤川編『オーストラリアの歴史』(有斐閣)
- Barnard, M., 1962, 'Ch. 9 The Road to Responsibility' in *A History of Australia* (Sydney: Angus & Robertson, 1962)
- Brookes, Herbert, 1944, 'Introduction' to [Deakin]
- Barnes, A.R. & Homer, J.C., 1970, *A Dictionary of Australian History* (Melbourne: Cassell, Australia)
- Clark, Manning, 1955 (paperback ed. 1977), *Select Documents in Australian History 1851-1900* (London, Sydney: Angus Robertson Publishers)

- Clark, Manning, 1986, *A Short History of Australia: Illustrated Edition* (Ringwood, Victoria: Penguin Books Australia)
- Deakin, Alfred, ed. By Brookes H., 1944, *The Federal Story: The Inner History of the Federal Cause* (Melbourne: Robertson & Mullens)
- Finn, Paul, 1986, *Law and Government in Colonial Australia* (Melbourne: Oxford University Press)
- Kelly, Paul, 1992, *The End of Certainty: the Story of the 1980s* (St. Leonards, NSW: Allen & Unwin)
- La Nauze, J. A., 1965, *Alfred Deakin: A Biography* (Melbourne: Melbourne University Press)
- Stockall, Ross, 2006, 'Economic Reform in Australia,' lecture at Daito Bunka University, 12 May, 2006
- Watt, W.A., 1944, 'FOREWORD' to [Deakin]